

改正

昭和55年7月1日

昭和62年9月14日

平成17年5月1日

平成28年4月1日施行

令和2年6月21日

令和3年8月10日

いわき市中央卸売市場売渡物品の事故処理要綱

(趣旨)

**第1条** この要綱は、中央卸売市場（以下「市場」という。）において売買取引の成立後に発見した異状確認対象物品（以下「事故品」という。）の処理を公正迅速に行い、適正かつ能率的な市場取引を確保するため、いわき市中央卸売市場業務条例（昭和52年いわき市条例第52号）及びいわき市中央卸売市場業務条例施行規則（昭和52年いわき市規則第30号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(事故品の範囲)

**第2条** 卸売業者の販売した物品で、市場において卸売業者から卸売を受けることにつき開設者の承認を受けた者（以下「買受人」という。）の申立てにより取引金額の一部又は全部を減額することができる場合は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、市長の指定する職員（以下「検査員」という。）の確認を受けたときとする。

- (1) 表示された数量と内容量が著しく相違しているとき。
- (2) 見本と現品の品質が著しく相違しているとき。
- (3) 粗悪品が混入し選別不十分と認められるとき。
- (4) 市場取引の経験から予見できないがあつたとき。

2 前項の規定により確認を受けようとする卸売業者は、売渡物品異状確認申請書（第1号様式。次条において「申請書」という。）を市長に提出しなければならない。

3 市長は、第1項の確認の結果売渡物品に異状を認めたときは、売渡物品異状確認証（第2号様式。次条において「確認証」という。）を交付する。

(事故品の処理方法)

**第3条** 卸売業者に対し、買受人から事故品に該当するものとして異議の申立てがあつたときは、次の各号により処理するものとする。

(1) 事故品の確認は、原則として卸売場内で行う。

(2) 事故品の処理の申立ては、販売当日の正午までとする。ただし、この時間までに事故の発見が不可能な物品については、この限りでない。

(3) 卸売業者が、買受人から事故処理の申立てを受けたときは、直ちに検査員の立会いを求め、買受人等と事故処理について協議するものとする。

(4) 卸売業者は、事故処理の協議が成立したときは、直ちに申請書を市長に提出して検査員の確認を受けなければならない。

(5) 市長は、事故品であることを決定したときは確認証を申請者に交付する。

(その他)

**第4条** 卸売業者は、業務担当者による恣意的な事故処理を防止するため事故処理の責任体制を明らかにするとともに、内部における事故処理手続を明確にするものとする。

**附 則**

この要綱は、昭和52年8月27日から実施する。

**附 則** (昭和55年7月1日)

この要綱は、昭和55年7月1日から実施する。

**附 則** (昭和62年9月14日)

この要綱は、いわき市中央卸売市場業務条例の一部を改正する条例(昭和62年いわき市条例第36号)の施行の日から実施する。

**附 則** (平成17年5月1日)

この要綱は、平成17年5月1日から実施する。

**附 則** (平成28年4月1日施行)

この要綱は、平成28年4月1日から実施する。

**附 則** (令和2年6月21日)

この要綱は、令和2年6月21日から実施する。

**附 則** (令和3年8月10日)

この要綱は、令和3年8月10日から実施する。

売渡物品異状確認申請書

年 月 日

いわき市長 様

いわき市中央卸売市場 部卸売業者

名 称

代表者氏名

委託者住所			年 月 日積出	車両番号
氏 名			積出地	運送会社名
品 名	荷印	規格・ 等級	総数量	午前 月 日 時到着 午後
産地名	荷姿・ 量目			販売原票No.
買受人住所		登録番号	売渡数量	午前 月 日 時販売 午後
氏 名				
異状物品の状態			売渡単価 (円)	売渡金額 (円)
			減額予定 (円) 単価	減額予定 (円) 金額
損敗又は内容相違の程度			損敗又は内容相違の数量	
異状物品発生の状況（発見の顛末）			損敗又は内容相違の原因と認められる事項	
特記事項			卸売業者立会人職氏名	

売渡物品異状確認証

年 月 日

様

いわき市長

印

委託者住所			年 月 日積出	車両番号
氏 名			積出地	運送会社名
品名	荷印	規格・等級	総数量	月 日 午前 時到着 午後
産地名	荷姿・量目			販売原票No.
買受人住所		登録番号	売渡数量	月 日 午前 時販売 午後
氏 名				
異状物品の状態			売渡単価 (円)	売渡金額 (円)
			減額後の単価 (円)	減額後の金額 (円)
損敗又は内容相違の程度			損敗又は内容相違の数量	
異状物品発生の状況			損敗又は内容相違の原因と認められる事項	
特記事項			卸売業者立会人職氏名	
年 月 日 午前 時 分 確認 午後			開設者職員氏名	